

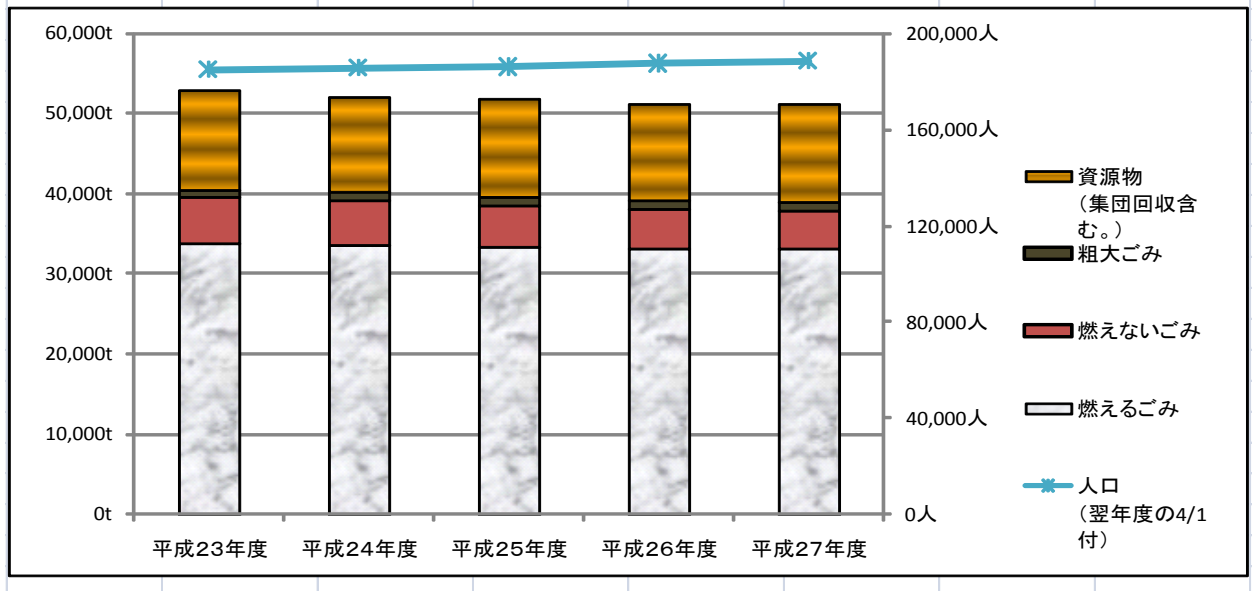
小平市におけるごみ処理の現状と課題

1 ごみ処理の現状

(1) 廃棄物処理量（過去5年の推移）

① 1年当たりの全体量

	燃えるごみ	燃えないごみ	粗大ごみ	小計	資源物 (集団回収含む。)	合計	人口 (翌年度の4/1付)
平成23年度	33,824t	5,716t	1,015t	40,555t	12,321t	52,876t	184,707人
平成24年度	33,699t	5,489t	1,031t	40,219t	11,903t	52,122t	185,320人
平成25年度	33,353t	5,309t	1,061t	39,723t	12,175t	51,898t	185,846人
平成26年度	33,092t	4,993t	1,028t	39,113t	12,042t	51,155t	187,328人
平成27年度	33,113t	4,833t	1,040t	38,986t	12,138t	51,124t	188,576人
平成34年目標	28,957t	2,532t	1,030t	32,519t	13,970t	46,489t	—



② 市民一人1日当たりの原単位

	排出物 原単位	処理ごみ量 原単位
平成23年度	784.3	601.5
平成24年度	770.6	594.6
平成25年度	765.1	585.6
平成26年度	748.2	572
平成27年度	740.7	564.9

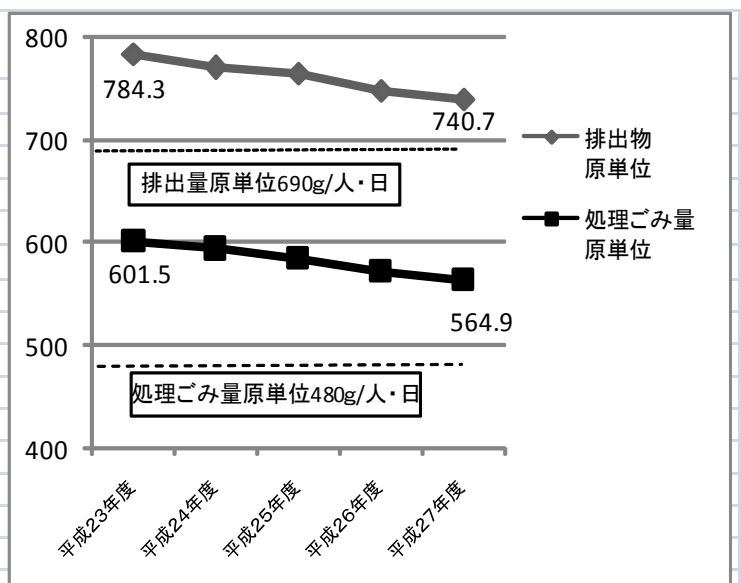
排出物原単位は、ごみと資源物の総量を、
処理ごみ量原単位は、ごみ量を、それぞれ
年度内日数と人口で除したもの。

※単位はg/人日

※平成34年目標値

排出量原単位 690g/人・日

処理ごみ量原単位 480g/人・日



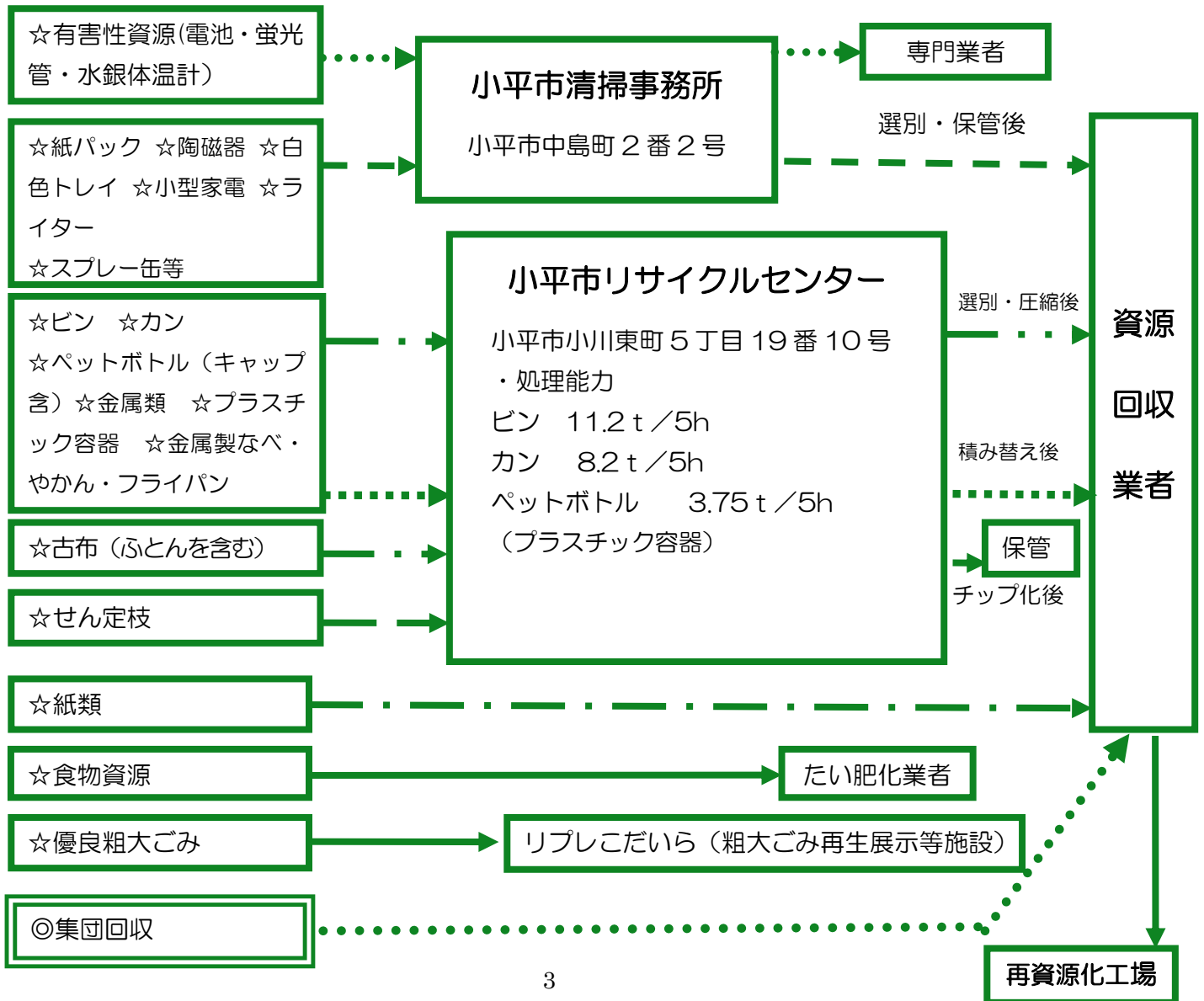
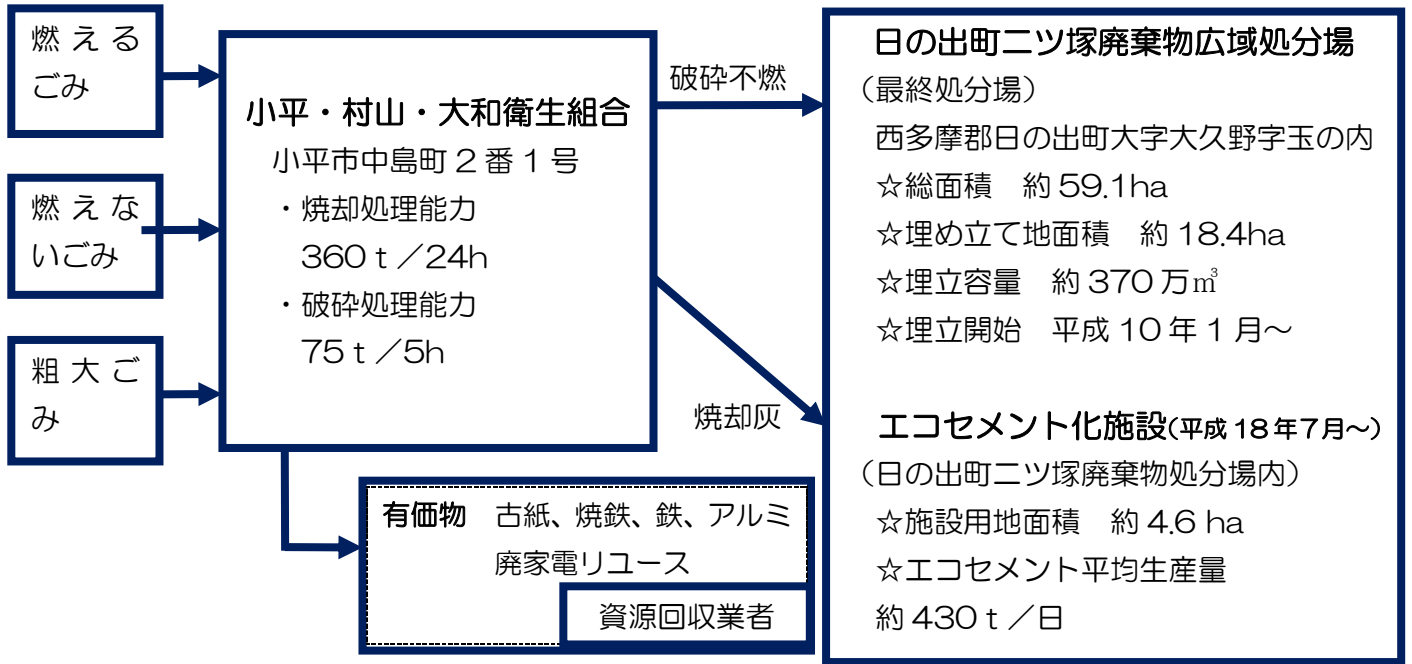
(2) 分別収集の区分と処理ルート

小平市では、市民から出されるごみと資源物（廃棄物）について、市域を東西2つの地域に分けて、それぞれ月曜日から金曜日まで、燃えるごみを週2回、燃えないごみと各種の資源物を週1回、集積所から収集するステーション方式で収集しています。このほか粗大ごみは申し込みに応じて随時収集するほか、紙パックや白色トレイの拠点回収などを行っています。

また、事業者から出される廃棄物（一般廃棄物）は、収集運搬許可業者等による収集を基本としています。少量排出事業者の廃棄物については、家庭からの廃棄物と合わせて有料で収集しています。

排出者	廃棄物の種類（分別の区分）		収集方法	収集頻度	収集主体		
市民	ごみ	燃えるごみ	ステーション方式による定期収集	週2回	市		
		燃えないごみ		週1回			
		新聞紙、雑誌・雑がみ、段ボール		週1回			
		古布、綿ふとん		週1回			
	資源物	ビン、カン、ペットボトル、プラスチック容器、金属製なべ・やかん		週1回			
		電池、蛍光管、水銀体温計（水銀血圧計）		週1回			
		紙パック		小売店又は公共施設に設置する回収ボックスから収集		随時	
		白色トレイ		随時			
		食物資源（食物資源循環モデル事業参加世帯に限る。）		ステーション方式による定期収集		週1回	
		粗大ごみ		戸別収集		申し込みに応じて随時	
	臨時ごみ（1日平均10キログラムを超える量、又は臨時に200キログラム以上の量）	戸別収集	申し込みに応じて随時				
事業者	1日平均10キログラムを超える量を排出する場合		事業者事業者において定める	収集運搬許可業者等			
	1日平均10キログラム未満の量を排出する場合		事業者事業者において定める	収集運搬許可業者等			
			市民が出すごみ及び資源物と同じ。（ただし、各事業所の前から収集。）				

廃棄物の中間処理、最終処分及び資源化の流れ（フロー）



2 今後の課題

今後のさらなる減量を進めるとともに、廃棄物のいっそう適正な処理のため、今後、次の課題に取り組むべきこととしています。

(1) 更なる意識の向上

3Rや適正処理のため、特に循環型社会の形成に重要な2R(リデュース・リユース)に、市民や事業者が取り組みやすい環境を整備し、情報を提供する必要があります。

(2) 生ごみ・未利用食品の削減

生ごみが燃えるごみの多くの割合を占めることや、燃えるごみに5.4%(年間推計1,600トン)もの未利用食品が含まれていることから、発生の抑制と再生利用の推進により、いっそうの減量を進める必要があります。

(3) プラスチック容器の分別の推進

現在、容器包装プラスチックのうち、軟質の物については、資源化対象品目とすることができておらず、「燃えるごみ」としています。

軟質の物も合わせた全量容器包装プラスチックについて、資源化の推進や分別のわかりやすさの向上などを図るため、資源化に取り組む必要があります。

(4) 施設の老朽化への対策

計画期間内では、小平・村山・大和衛生組合のごみ処理施設の老朽化に伴う更新が大きな課題となるほか、小平市リサイクルセンターの老朽化等にも伴い、現在、衛生組合と構成3市で検討を進めている3市共同資源物処理施設の着実な整備と、3市共同資源物処理施設で取り扱わない資源化品目を中間処理するための施設が必要となる為、現在はそれぞれ基本計画を作成し、施設整備に取り組んでいます。

(5) 家庭ごみ有料化・戸別収集への移行

家庭ごみ有料化は、廃棄物の問題に対して市民一人ひとりに関心を持ってもらうことなどにより、ごみだけでなく、資源物も含めた廃棄物の総量を減量する効果が期待されます。多摩地域では、26市のうち24市(平成29年度実施予定のものを含む)で実施しており、家庭ごみの減量に効果をあげており、小平市においても家庭ごみ有料化は、今後、市民に廃棄物に対する認識と理解を促し、さらなる減量を目指すに当たっては有効な施策の一つであると認識しています。(小平市では、平成13年に廃棄物減量等推進審議会から「市民に家庭ごみの処理費用の相応の負担を求めるべきである。」との主旨の答申を受けています。)

また、実施に当たっては、排出者の明確化が図られる戸別収集への移行を合わせて検討し、家庭ごみ有料化の実効性と効果を確保することが必要です。

3 重点施策

課題を踏まえ、市民事業者の取組を求めつつ、計画理念・目標を実現することを目指して、次の重点施策に取り組んでいます。

(1) 3Rの推進・適正処理に向けた意識向上

循環型社会の形成のためには3Rや適正処理が基本であり、その実現のため、様々な市民の学習や啓発活動を継続的に行うことなどによって、市民生活や事業活動の見直しを促しています。

(2) 生ごみの減量（食物資源の資源化推進）

燃えるごみの多くの割合を占める生ごみについて、発生の抑制と再生利用の推進により、いっそうの減量を進めています。

(3) 容器包装プラスチックの資源化推進

資源化対象品目とすることができていない軟質の物も合わせて、全量容器包装プラスチックについて、資源化の推進や分別のわかりやすさの向上などを図るため、資源化に取り組んでいます。

(4) 適正な処理の維持・向上に向けた処理体制の整備

地方自治体の責務として、環境衛生の維持の面からも、市民生活や事業活動から日々出される廃棄物を、中断なく、適正に処理を続けることができるよう、処理体制の整備を進めています。

(5) 家庭ごみ有料化・戸別収集への移行

家庭ごみ有料化の目的を「市民の意識改革」とし、その結果として、市民による廃棄物の減量、資源物の分別の徹底などの取組を促し、また、公平性の確保などを図るものと位置付け、実施に向けた検討を進めます。実施に当たっては、市民に処理費用の負担を受け入れていただけるよう、十分な周知、問題意識の共有などを図っています。